

8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性
<p>(1) 現状及び事業実施の必要性</p> <p>倉吉の中心市街地はその歴史的な経緯から特性・機能の異なる二つの地区（駅周辺地区、打吹地区）によって構成される。倉吉市においては、これら二つの地区が相互に補完し連携しながらその役割を発揮していくことが、市民の福利向上や地域経済の活性化にとって大変重要である。</p> <p>現状において、両地区の間には複数の路線バスが運行し、多い時には 5～10 分の間隔で両地区を連絡するバスが運行するなど、地方都市としては高い利便性が確保されている。今後は、二つの地区を一体に機能させ、市民にとって利用しやすい中心市街地であるためにも、誰にでも利用できる公共交通機関の利用環境の更なる充実が求められる。</p> <p>(2) 取り組みの内容</p> <p>現状では、比較的運行本数が少ない夕・夜間の時間帯のバス運行の充実を図るなど、公共交通の利便性を高める施策を実施する。</p> <p>(3) フォローアップ</p> <p>毎年度末に基本計画に位置づけた取り組みの進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進や変更、追加等、改善のための措置を行う。</p>

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 夕夜間時間帯のバス運行事業</p> <p>内容： 現在運行の時間外である 20 時以降に、倉吉駅～西倉吉間のバスを運行する。</p> <p>実施時期： 令和 2 年度～令和 6 年度</p>	バス事業者	今まで 20 時以降の帰宅等の時間帯に利用できなかったバスを運行することで、中心市街地内におけるバスサービスの向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定</p> <p>実施期間： 令和 2 年度～令和 6 年度</p>	国土交通大臣による特定民間事業計画の認定

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 地域公共交通確保維持改善事業</p> <p>内容： 地域間幹線系統路線の維持を図るためにバス事業者への補助を行う。</p> <p>実施時期： 平成 23 年度～</p>	バス事業者	本事業は、地域間幹線系統路線維持を図るために、維持費補助を行う事業で、公共交通機関を活かしたまちづくりを進め、中心市街地への集客性を高め、賑わい創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金</p> <p>実施期間 平成 23 年度～</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 倉吉花回廊構想推進事業</p> <p>内容： 四季を通じて花を楽しみながら打吹公園～緑のプロムナード～白壁土蔵群などを周遊することを構想し、花壇整備等を行う。</p> <p>実施時期： 平成 17 年度～</p>	上灘地区振興協議会	鳥取県で推進されているウォーキングを活用した観光、健康づくりに基づき、打吹エリアに歩きたくなる魅力あるコースを花壇整備等にて行い、周遊観光の活性化による地区の回遊性の向上と交流人口の増加を促進する。		
<p>事業名： 広域路線バス路線維持事業</p> <p>内容： 広域交通路線の維持を図るためにバス事業者への補助を行う。</p> <p>実施時期： 平成 13 年度～</p>	バス事業者	本事業は、広域路線維持を図るために、維持費補助を行う事業で、公共交通機関を活かしたまちづくりを進め、中心市街地への集客性を高め、賑わい創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>広域バス路線維持補助金</p> <p>実施期間： 平成 13 年度～</p>	
<p>事業名： 生活交通路線維持対策事業</p> <p>内容： 生活交通路線の維持を図るためにバス事業者への補助を行う。</p> <p>実施時期： 平成 13 年度～</p>	バス事業者	本事業は、生活交通路線の維持を図るために、維持費補助を行う事業で、公共交通機関を活かしたまちづくりを進め、中心市街地への集客性を高め、賑わい創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>生活交通体系構築支援補助金</p> <p>実施期間： 平成 13 年度～</p>	

